

## 第 2 回富山県医療費適正化計画検討委員会における主なご意見等について

健康寿命の延伸には、歯科健診が重要。糖尿病の方は歯周病になっている例が多く、歯周病の方は糖尿病が重症化しやすいと言われている。また、入院期間が長引き医療費が増大する誤嚥性肺炎を防ぐ観点でも口の中の管理が大事。

## &lt;対応&gt;

歯科健診に関して、文言の追加等を行い、記載することとします。

(P50「課題」の(2)の3番目の○)

## 【項目追加】

○ 歯周病は糖尿病を悪化させる因子であることや、循環器疾患など全身の健康との関連性が明らかになってきていることから、歯科健診・歯科保健指導による早期受診の促進など歯周病重症化予防の取組みを推進する必要があります。

(P60「県が取り組む施策」の(1)イの2番目の○)

## 【項目追加】

○ 成人期における歯科健診の機会として、市町村における健康増進事業の「歯周病検診」のほか、健康保険組合や事業所における歯科健診等の取組みの推進を支援します。

(P63「県が取り組む施策」の(1)エの2番目の○)

## 【項目追加】

○ 歯周病と糖尿病などの全身の健康との関係について、県民への普及啓発と医科歯科連携や歯科保健関係者間の連携などの取組みを推進します。

(P64「県が取り組む施策」の(1)オの3番目の○)

## 【項目追加】

○ オーラルフレイル（口腔機能の衰え）が、要介護状態の前段階に位置づけられるフレイルの大きな要因の一つとされていることから、口腔機能維持のための知識に関する普及啓発や、市町村と関係機関との連携支援等による介護予防事業と一体となった取組みを推進します。

感染に起因するがん対策として、胃がんと非常に密接に関係のあるピロリ菌について、計画に明記いただきたい。

## &lt;対応&gt;

ピロリ菌に関して、文言の追加等を行い、記載することとします。

(P66「県が取り組む施策」の(1)カの5番目の○)

【文言修正】

- 感染に起因するがんについて、肝炎ウイルス検査体制の充実や検査機会の提供・普及啓発を通じて、肝炎の早期発見・早期治療につなげ、肝がんの発症予防に努めます。また、ヒトT細胞白血病ウイルス（HTLV-1）にかかる普及啓発、相談支援体制の構築や、子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの接種の普及啓発、国におけるピロリ菌の除菌による胃がん発症予防への有効性に関する検討を踏まえた予防の推進等に取り組みます。

医療従事者等の確保について、教育界との連携が非常に重要だと思うので、計画に明記いただきたい。

<対応>

医療従事者の確保について、文言の追加等を行い、記載することとします。

(P71「県が取り組む施策」の(2)ウの2番目の○)

【項目追加】

- 富山大学や金沢大学へ特別枠で入学した医学生や特別枠以外の医学生に対し、県内公的病院等や産科・小児科などの特定診療科に勤務することを条件に修学資金を貸与しており、引き続きこうした修学資金貸与制度を活用し、医師の確保・定着を図ります。

(P71「県が取り組む施策」の(2)ウの3番目の○)

【項目追加】

- 県内高校を訪問し、地域医療の魅力や特別枠制度の周知に努めるなど、地域医療を担う医師を目指す学生の確保を図ります。

(P71「県が取り組む施策」の(2)ウの7番目の○)

【項目追加】

- 富山大学薬学部地域枠の学生への修学資金貸与制度を創設し、地域への貢献意欲の高い学生を、富山県をリードする薬剤師人材として育成し、県内の公的病院や製薬企業等での薬剤師確保・活躍に繋がります。

在宅医療については、訪問看護をする人材が集まらないということに危機感を持っている。行政の協力が必要であり、計画に明記いただきたい。

<対応>

訪問看護師の人材確保について、文言の追加等を行い、記載することとします。

(P72「県が取り組む施策」の(2)ウの12番目の○)

【項目追記】

- 令和4年4月に開設した県訪問看護総合支援センターと連携し、新卒看護師の訪問看護ステーションへの雇用促進やセカンドキャリアを目指す看護師等を対象としたセミナーを開催するなど訪問看護師の確保に努めます。

(P72「県が取り組む施策」の(2)ウの11番目の○)

【文言修正】

- 訪問看護ステーションのICT化などを進め勤務環境を改善することや、テレワーク(情報通信手段を取り入れた就労形態)、短時間勤務等の導入により訪問看護師の柔軟で多様な働き方を推進します。

(P71「県が取り組む施策」の(2)ウの10番目の○)

【文言修正】

- 県ナースセンターにおいて、離職した看護師の再就職支援や訪問看護師の資質向上のための研修等のさらなる充実を図ります。

(医療DXに関して)

医療機関に対応のばらつきがあり、すぐに対応できない方への配慮が必要。

(マイナ保険証の利用推進に関して)

- ・トラブルが頻発に発生しており大きな事故に繋がらないよう責任をもって推進していただきたい。
- ・医療従事者からはシステムの使い勝手が悪いと意見があった。また、高齢者はなかなかマイナ保険証を持ってこないし、持ってきても暗証番号が分からなかったり、顔をディスプレイに合わせられなかったりといった利用者側の問題もある。現場の声に対処しないと進まないだろう。

<対応>

トラブルの防止や、すぐに対応できない方への配慮などの観点から、医療DXについて、文言の追加等を行い、記載することとします。

(P75「県が取り組む施策」の(2)カの5番目の○)

【項目追加】

- 医療DXの推進については、質の高い医療の効果的・効率的な提供や人材の有効活用などの観点から着実に進めていく必要がありますが、一方で、トラブルの防止や利用者の不安解消、円滑な移行に向けた対応が求められます。

(P75「県が取り組む施策」の(2)カの6番目の○)

【項目追加】

- 医療DXの基盤となるマイナンバーカードの保険証利用については、紐付け誤

りの問題に係る総点検に加え、様々な再発防止対策が国主導で進められています。また、国民の不安払拭や円滑な移行のため、健康保険証の廃止後も最大1年間は現行の保険証が使用可能となるほか、マイナ保険証を保有しない方には申請によらず「資格確認証」が発行され、またカードを持つのが不安な高齢者等を念頭に、暗証番号の設定が不要な「顔認証マイナンバーカード」が導入されるなどの取組みもなされています。

(P75「県が取り組む施策」の(2)カの7番目の○)

【文言修正】

- このため、トラブルの防止や本県における取組みの進捗状況等に十分に配慮しつつ、保険者等と連携してマイナンバーカードによるオンライン資格確認の利用促進を図るほか、電子処方箋管理サービスの導入促進や、国の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿ったオンライン診療の導入支援を行うなどの取組みを通じ、医療DXを推進します。

(P74「県が取り組む施策」の(2)オの5番目の○)

【文言修正】

- マイナンバーカードの保険証利用については、患者の方が同意された場合、医師・薬剤師等が、過去の診療情報や薬剤情報を見られるようになり、より正確なデータに基づいた適切な医療を受けることができるようになるため、今後の国の動向も注視しつつ、トラブルの防止や本県における取組みの進捗状況等に十分配慮しつつ、保険者等と連携してマイナンバーカードの保険証利用促進に向けた普及啓発に努めます。

介護老人保健施設・特別養護老人ホームでは、介護報酬の施設基準、特に人的な算定基準の緩和がない限り、医療DXを行う体力はすでにない。

とくに、オンライン診療は、パソコンを通じた画像診断だけで不正の可能性がある、責任をもってできるものではない。また、後に別途受診が必要となり、医療費が余計にかかるのではないかと。

医療・介護は人と人との対面の関係性で成り立っており、市場メカニズムやICT化(DX)が通用しない産業である。

現場の実情をよく見て、医療費適正化計画を立てていただきたい。

<対応>

医療・介護現場におけるICT化(DX)に関する取組みについては、医療・介護の現場の実情をかんがみ、現在作成中の富山県医療計画(第8次)、富山県高齢者保健福祉計画・第9期富山県介護保険事業支援計画や第4期富山県医療費適正化計画に位置付けてまいります。

また、オンライン診療に関しては、P75に記載のとおり、ご指摘の点に配慮しながら、国の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って実施されるよう、導入支援してまいります。

医療費適正化に向けては、予防活動に重点を置くことが重要である。

全ての年齢がなじみやすく、取り組みやすいアプリ等の普及で健康づくりをお得にできないか。(原資は、健康づくりデータの提供で企業との連携ができるか)

(1) 望ましい生活習慣の確立及び改善への取り組みについて

- ① 子ども：運動、睡眠、食事の毎日の望ましい項目を振り返りチェックを入れるとポイント(地域通貨)がもらえる。(年齢に応じた物品の購入に使用可能とする)
- ② 成人：健康づくりの基本にたばこ・アルコール、歯の健康、血圧、体重測定、歩行数等に関する取り組みを毎日チェックして記録すれば、ポイントがもらえる。
- ③ 高齢者：歯の健康と社会参加(通いの場等への参加はポイントアップ)でポイント付与。

\* ボランティアポイント及び就労希望のマッチングへの波及。

\* 参加者のデータにより、より効果的な保健活動の整理ができる。

\* マイナンバーカードとの紐づけができれば、医療費と生活習慣の分析にも役立つ。

<対応>

いただいたご意見は、生活習慣病の予防に係る具体的な事業に関するご提案として、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

受診率向上のため、町内の医療機関のみならず、どこの市町村でも基本項目のみであれば県内のかかりつけ医で受診を受けられるということを県で周知いただきたい。

国民健康保険の被保険者向け特定健診については、県で医師会と集合契約を締結しているため、基本項目及び詳細項目のみであれば住所地以外の市町村でも受診できるが、市町村では、当該市町村内の医療機関での健診を促すため、市町村内医療機関を指定して周知しているところもある。

<対応>

いただいたご意見は、国民健康保険に係る特定健康診査の受診率向上に資する1つの方法として参考としながら、市町村と協議してまいります。